



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

社会保険算定基礎届の提出漏れはありませんでしょうか、今一度お確かめください。

重要情報

1. 定額減税の調整給付

定額減税が引ききれない場合、居住する市区町村から、差分の調整給付が行われます。差分の計算は前年の税額に基づき概算され、1万円単位に切上げたうえで、自治体から通知されます。こちらから手続きすることはありません。

2. 異動がない場合の【扶養】用紙提出簡素化

国税庁は6/10にFAQを公表し、前年提出した【扶養控除申告書】から家族構成等に異動がない場合には、その旨の記載をすることで、毎年の用紙の提出を省略することができるものとなりました。R7年分の用紙から提出が省略できます。

3. フリマアプリ等の仕入 消費税弾力対応発表

国税庁は6/26、フリマアプリやネットオークションについて弾力的な対応を公表しました。古物商でない事業者でもフリマアプリ等の名称及びアカウント名を記載すれば、仕入税額控除の経過措置80%50%が適用できるとしています。

9月のイベント

重要なイベントは、
特にございません。
お体ご自愛いただき
ご健康にお過ごし
ください。



税金マメ知識

会社代表者の住所の非表示がR6.10.1から可能に
会社の代表者住所等を非表示にできる商業登記規則等の改正省令がR6.10.1より施行されます。設立・就任・移転変更などの登記申請と同時の申出が必要で、登記済の代表者住所について申出のみを行うことはできません。申出に当たり非上場会社等は①会社が受取人として記載された書面が本店所在場所宛に配達証明郵便により送付されたことを証する書面等、②代表者の住民票等、③資格者代理人の法令に基づく確認の結果を記載した書面等を添付します。非表示で住所欄は市区町村までの表示となりますが、登記簿の附属書類の利害関係を有する部分として閲覧することで住所確認は可能です。代表者住所の非表示はいつでもやめることもできます。なお、非表示でも、代表者住所変更登記が免除されるわけではありません。

元バックパッカー赤羽の旅嘸(バツ)



2022年五島列島絶景
その⑥
福江島「鬼岳」

下五島のシンボルともいえる芝生に覆われた緩やかな稜線の美しい山です。山頂からは五島を取り囲む美しい海が臨めます。

晩酌のじかん

今年は円安、コロナ後の財布事情、オーバーツーリズムを受けまして、墓参りで長野県に一泊するだけの夏休みとなりました。来年こそは、海外へ！？とはいえ、コロナ中に国内旅行の味をしめ、地酒やご当地グルメ探しが楽しくてたまらなくなりました。長野県ではスーパーマーケット「ツルヤ」を漁りました。



☆事務所からの連絡☆

夏休み期間中はご不便をおかけしました。ご理解ご協力ありがとうございました。

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red